

# 総務厚生常任委員会会議録

## 目 次

【開 会】	.....	4
【議案第 1 号】	市長の専決処分事項承認について 専決第 1 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）	. 5
【議案第 9 号】	令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）	11
【議案第 10 号】	令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	19
【議案第 15 号】	矢板市印鑑条例の一部改正について	20
【議案第 16 号】	矢板市監査委員に関する条例の一部改正について	21
【議案第 17 号】	矢板市職員定数条例の一部改正について	21
【議案第 18 号】	矢板市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	23
【議案第 19 号】	矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正 について	24
【議案第 20 号】	矢板市国民健康保険税条例の一部改正について	25
【議案第 22 号】	矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部改正について	26
【議案第 23 号】	矢板市介護保険条例の一部改正について	28
【議案第 28 号】	字の廃止及び字の区域の変更について	29
【委員長報告】	.....	30
【閉 会】	.....	31

## 1 日 時

令和2年 3月 5日(水) 午前9時56分(開会)～午前11時55分(閉会)

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席委員(8名)

委員長 櫻井 惠二

副委員長 中里 理香

委員 石塚 政行 神谷 靖 伊藤 幹夫

和田 安司 石井 侑男 中村 久信

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員(28名)

### (1) 総合政策部(1人)

① 総合政策部長 三堂地 陽一

### (2) 総合政策課(2人)

① 総合政策課長 室井 隆朗

② 政策企画担当 加藤 清美

### (3) 秘書広報課(1人)

① 秘書広報課長 高橋 弘一

### (4) 総務課(6人)

① 総務課長 塚原 延欣

② 行政担当 佐藤 賢一

③ 人事担当 小野崎 賢一

④ 人事担当 星宮 良行

⑤ 財政担当 佐藤 裕司

⑥ 管財担当 船山 幸男

### (5) 税務課(2人)

① 税務課長 星野 朝子

② 資産税担当 荒浪 弘和

### (6) 社会福祉課(3人)

① 社会福祉課長 石崎 五百子

② 社会福祉担当 橋本 幸江

③ 障がい福祉担当 後藤 一浩

### (7) 高齢対策課(3人)

① 高齢対策課長 沼野 晋一

② 高齢福祉担当 高橋 理子

③ 介護保険担当 日賀野 真

### (8) 子ども課(3人)

① 子ども課長 田城 博子

② 保育担当 山下 征子

③ 泉保育所長 塚原 由

### (9) 健康増進課(1人)

① 健康増進課長 細川 智弘

### (10) くらし安全環境課(2人)

① くらし安全環境課長 小野寺 良夫

② 危機対策班長 斎藤 正一

### (11) 市民課(2人)

① 市民課長 柳田 恭子

② 市民・年金担当 田代 和子

### (12) 出納室(1人)

① 出納室長 永井 進一

### (13) 選挙監査事務局(1人)

① 選挙監査事務局長 森田 昭一

## 6 担当書記

黒崎 真史、水沼 宏朗

## 7 付議事件

- 【議案第 1 号】 市長の専決処分事項承認について  
専決第 1 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）
- 【議案第 9 号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）
- 【議案第 10 号】 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 【議案第 15 号】 矢板市印鑑条例の一部改正について
- 【議案第 16 号】 矢板市監査委員に関する条例の一部改正について
- 【議案第 17 号】 矢板市職員定数条例の一部改正について
- 【議案第 18 号】 矢板市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 【議案第 19 号】 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 【議案第 20 号】 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について
- 【議案第 22 号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 【議案第 23 号】 矢板市介護保険条例の一部改正について
- 【議案第 28 号】 字の廃止及び字の区域の変更について

## 8 会議の経過及び結果

### 【開 会】

---

- 委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただ今から、総務厚生常任委員会を開会する。

(9時56分)

- 委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、

【議案第 1 号】 市長の専決処分事項承認について

専決第1号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

【議案第 9号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第7号）

【議案第10号】 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）

【議案第15号】 矢板市印鑑条例の一部改正について

【議案第16号】 矢板市監査委員に関する条例の一部改正について

【議案第17号】 矢板市職員定数条例の一部改正について

【議案第18号】 矢板市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

【議案第19号】 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

【議案第20号】 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について

【議案第22号】 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【議案第23号】 矢板市介護保険条例の一部改正について

【議案第28号】 字の廃止及び字の区域の変更について

の12件である。

【議案第 1 号】 市長の専決処分事項承認について

専決第 1 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）

---

○委員長 「議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について 専決第 1 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣） この補正予算については、台風 19 号の災害復旧に係る経費である。

（「補正予算書（専決）」1 頁を朗読、2 頁から 4 頁までにより説明。）

（詳細について「令和元年度予算に関する説明書（専決）」4 頁から 9 頁までにより説明。）

歳入

1 2 款 1 項 4 目 災害復旧費負担金 災害救助費繰替支弁金負担金は、今回の台風 19 号で被災した住宅に対しての応急修理に対して 10 / 10 が補助されるもの。

1 2 款 2 項 2 目 災害復旧費分担金 農地災害復旧事業費分担金は、農地と側溝等の農業施設が対象で、上太田、下太田、矢板、館ノ川地区合計で 5.65ha が対象となっている。農地のほうは 1 %、農業施設のほうは 0.1 % の負担割合である。

1 4 款 2 項 7 目 災害復旧費国庫補助金 1 節、農林水産業施設災害復旧事業費補助金の農地災害復旧事業費補助金は、先ほど説明した、農地のほうの分担金にかかる補助金。

2 節、公共土木施設災害復旧費補助金の道路橋りょう災害復旧事業費補助金は、道路災害復旧工事に係るもので、市道 3 カ所分。河川災害復旧事業費補助金は、新堀川の 1 カ所分。都市施設災害復旧事業費補助金は、矢板運動公園野球場。

1 5 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金 農業災害対策特別措置補助金は、水田に堆積した稲わら除去に係るもので、10 / 10 の補助。それから、収穫後の飼料米などが浸水によって出荷不能となった農業者に対しての経営再建支援で、国県から 75 % の補助となっている。

1 8 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金 財政調整基金繰入金は、財源不足の補てんである。

2 1 款 1 項 6 目 災害復旧債 1 節、公共土木施設災害復旧債の道路橋りょう災害復旧事業、河川災害復旧事業、都市施設災害復旧事業は、いずれも先ほど説明したものに係る起債。

2 節、農業水産業施設災害復旧事業債の農地災害復旧事業は、農地の災害復旧にかかる起債。

## 歳出

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費 温泉センター施設運営事業の工事請負費は、災害復旧とは別となるが、城の湯温泉センターの 2 号源泉のポンプが 1 月 1 8 日に故障したため、それにかかる工事費。

6 款 1 項 3 目 農業振興費 農漁業災害対策特別措置補助事業の補助及び交付金は、水田に堆積した稲わらの除去、あるいは飼料米として収穫したが出荷不能となった分に対する支援に係る補助金。

8 款 1 項 1 目 土木総務費 土木総務管理事務の工事請負費は、被災した住宅の応急修理に係る工事分で、下太田地区の 2 件分。

1 1 款 1 項 1 目 農地災害復旧費 農地災害復旧事業は、上太田、下太田、矢板、館ノ川の 4 地区の復旧事業であり、委託料は、災害復旧のための測量や実施設計業務。工事請負費は、災害復旧工事にかかるもの。原材料費は、法面などが崩れた部分についての木柵用の原材料を支給するもの。

1 1 款 1 項 2 目 農業用施設災害復旧費 農業用施設災害復旧事業の工事請負費は、農道復旧工事に係る経費。

1 1 款 2 項 1 目 道路橋りょう災害復旧費 道路橋りょう災害復旧事業の工事請負費は、国庫補助のほうで市内 3 カ所という話をしたが、それ以外に、単独事業として 2 0 カ所あり、トータル 2 3 カ所分。

1 1 款 2 項 2 目 河川災害復旧費 河川災害復旧事業の工事請負費は、準用河川の新堀川は補助事業であるが、それ以外に単独として 2 0 カ所分が入っている。

1 1 款 2 項 3 目 都市施設災害復旧費 都市施設災害復旧事業の工事請負費は、矢板運動公園野球場の法面復旧と、長峰公園の石垣復旧、川崎城跡公園の法面復旧。

○委員長 これより議案第 1 号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○伊藤委員 財政調整基金から繰入をしている。財政調整基金の残額は。

○委員長 暫時休憩する。 ( 1 0 : 1 3 )

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 ( 1 0 : 1 3 )

○総務課長 6 号補正後で、5 億 7, 8 8 1 万円である。

○伊藤委員 参考までに、5 年前はいくらあったのか。

○総務課長 5 年前のいつ時点か。

○伊藤委員 平成 2 8 年度末で。

○総務課長 確認してからの回答とさせていただきたい。

( 後で回答 : 1 1 億 4, 6 2 7 万 5 千円 )

○和田委員 1 月 2 2 日で専決ということであるが、台風 1 9 号に関する災害復旧についてはこれで目途が立ったという解釈でよいか。あるいはこれから追加で工事が見込まれるか。

○総務課長 台風 1 9 号の災害復旧については、ひと通り終えたという解釈。3 月補正のほうで説明はするが、工事そのものでは、繰越工事等はある。

○和田委員 国からの補助もあるかとは思いますが、単費で、財政調整基金から繰り入れている状況もある。新型コロナウイルス対策で予定している支出はあるか。

○健康増進課長 ( 細川智弘 ) マスクが少ないので発注しているが在庫がなく、入荷の見込みもないようである。消毒液も同じような状況である。購入できれば購入を考えている。

○和田委員 2 点指摘したい。今回の新型コロナウイルスの関係は、大きな災害である

と認識している。それに対して、当局で考えているのは備蓄備品の追加購入ということであった。それ以外は考えていないか。

○健康増進課長 それ以外はない。

○和田委員 財政調整基金の話があったが、災害対応のときに財政調整基金がどれくらいあるかによって対応策が変わってくる。現場で聞くのは、例えば給食の材料費。各施設で仕入れたけれども処分に困っているなどもあるようである。市で買い取ってしかるべきところに配布してはなどとも考えるが、金額的にはそのようなことはできないか、また検討等はしていないか。

○健康増進課長 そのような話は現時点で担当課からは聞いていない。

○伊藤委員 財調が減っている。不測の事態に備えるということで、一般の家庭で言えば貯金のようなものかと思う。枯渇することは考えにくいですが、無くなることもあり得ないとも言えないのではないか。半分くらいになっている。維持していきなり、ふやしていくことはできないか。

○総務課長 あるに越したことはない。来年度の当初予算でもできるだけ使わないようにした。人口規模を比較すると、標準財政規模は70億円くらいの予算が適切である。一般的に言われているのは、標準財政規模の1/10、7億円程度が理想とされている。財調が多すぎても国から指導が入る。貯金しすぎるのではなく、還元して欲しいという趣旨であると理解している。

○伊藤委員 過去に国から指導があったことは。

○総務課長 国から来る文書にそのような記載があるだけで、指導はまだない。

○中村委員 歳出6款の部分であるが、稲わら対策が後出しだという不満が出ている。稲わらが流されて、田んぼの隅のほうに溜まったり、水路の堰のようなところに集積したが、早めに自力で対応した方と、しばらく放置した方との間で、後で補助金が出るということになり、放置した方が補助金をもらっていて不公平感が生じているというものである。市でも把握しているかとは思いますが、農家の方がJAに聞くと、市の対

応が遅かったからだというような話も出ているようである。実施には大元が遅かったのかなという気はしているが、その辺の状況を市がどのように把握して、どういうふうに説明されているのか。この場で聞くのもつらいが、あくまで総務厚生常任委員会所管の議案として出ているので、質問させていただく。

○総務課長 10/10の補助事業で、市の単独事業ではないというところでスピード感はなかったのかなと。また、市のほうにこの事業が来るまでに、中村委員からも話が出たが、国からJAに行って、JAから市のほうに来たという経過もあり、後手後手になってしまった事業なのかなという所感である。

○中村委員 そういう不満の声も市に届いていると思うが、市は理解してもらうためにどのようなアナウンスをされているのか。

○総務課長 アナウンスまでは把握していない。

○中村委員 不公平感がある中で、市としてはなんらかの対応策は考えていないか。

○総務課長 現段階においては考えていないということである。田んぼも見渡すと作付けに影響がないのかなと。皆さん自分で頑張られた方が大半かと思う。市のほうで単費を入れて何かをするということは考えていない。

○中村委員 不公平感の解消策を考えていないか。例えば、自分でやった方については、そういったことが証明できる方には同様の扱いをするなど。

○総務課長 この補助事業については、最初は誰でも対象となるような周知をしていたように聞いている。実際には対象者が絞られたということでそういった不満をお持ちの方もいるかと思う。ただ、国の事業であるので、市でできるのはこれまでということである。

○中村委員 先ほどの話の中で、国からJA、JAから市へという話があった。噂の中で、JAに文句を言った方が、矢板市が遅かったという話を聞いたとのことである。先ほどの話の流れからすると間違いであって、JAは早く処理したけど、矢板市の処理が遅かったとも取れかねないので、市が遅かったという事実はないという認識でよ

いか。

○委員長 暫時休憩する。 (10:30)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (10:30)

○総務課長 遅れたという印象を持たれるかもしれないが、矢板市としては、国から話をいただいてすぐに行動した。

○神谷委員 災害復旧について。河川や道路などは生活に直接影響するので応急的な復旧をされていると理解した。運動公園に先週行ったが、発災後変化がない印象であるが動いているか。

○総務課長 日にちのほうは手元に資料がないので分からないが、既に業者との契約は済んでいる。あとは業者が工事を進めることとなるが、全体的に被害が甚大であったので、聞くところによると業者もいっぱいいっぱいのようなようである。後で説明もするが、工事の繰越もさせていただく予定である。

○伊藤委員 野球場の法面復旧の話で、復旧ではなく強靱化することを聞いているが。

○総務課長 崩れる前は土の法面であったかと思うが、「ふとんかご」と言って、網の中に玉石が入ったもので復旧となる予定である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり承認することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり承認された。

【議案第 9 号】 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）

---

○委員長 「議案第 9 号 令和元年度矢板市一般会計補正予算（第 7 号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長 この補正については、歳入歳出にそれぞれ検討を加えて、過不足を精査したものの。

（「補正予算書」 1 頁を朗読、 2 頁から 7 頁までにより説明。）

第 2 表 繰越明許費

6. 農林水産業費 農漁業災害対策特別措置補助事業は、強い農業担い手づくり創業総合支援交付金事業であり、被災産地施設支援ということで、JA のカントリーエレベーターの設備に係るもの。また、被災農業者支援ということで、シイタケ農家のハウスの復旧であったり、原木運搬機の復旧費などであり、個人の申請者が年度内の完成が見込めないというものである。
6. 農林水産業費 畜産環境総合整備事業は、畜産担い手育成総合整備事業であり、個人がやるもの。台風 19 号の災害復旧あるいは東京五輪により、必要となる資材調達が難しい見通しであるとのことで、完成が見込めないもの。
6. 農林水産業費 土地改良管理事業は、ため池ハザードマップの作成業務と、ため池の施設長寿命化計画策定業務である。こちらも民間コンサルに委託するものであるが、台風 19 号の対応で県のほうから、民間のコンサルも災害復旧に係る設計や測量に全力を挙げるようにという話があり、まだこちらの業務にかかれていないということである。
6. 農林水産業費 農地耕作条件改善事業は、立足の農道 1.3 km を予定していたが、先ほどと同じような理由で、台風 19 号の業務が最優先ということで遅れるというもの。
8. 土木費 スマート IC 整備事業は、唯一台風 19 号関係ではないもの。平成 30

年度は繰越で実施していた橋りょう杭基礎工事において、仮設の鋼矢板を打っていたが、そこに玉石がありそれ以上打ち込みが不可能となったため、打ち込み機種の変更や、出水期の6月から10月まで工事ができない期間となっており、その辺で不測の日数を要したため、橋りょう下部または上部工事の所定の標準工期が確保できないためのもの。

また、令和2年度に予定していた国庫補助事業の一部が、国の補正により前倒しとなったものもあり、その影響もあり繰越となる。

9. 消防費 防災活動推進事業は、移動系の無線整備工事に関して、福島県郡山市にある無線の製造工場が台風19号で浸水してしまい、操業が中止になったことによる繰越。

1 1. 災害復旧費 道路橋りょう災害復旧事業は、富田アンダーの発電機に関して、標準工期が確保できず、年度内の完了が見込めないため。そのほか、市の単独事業の道路復旧工事などで、資材の調達が間に合わないものなどが含まれている。

1 1. 災害復旧費 河川災害復旧事業は、新堀川河川復旧と市単独で6カ所あるが、いずれも標準工期がとれないための繰越。

1 1. 災害復旧費 都市施設災害復旧事業は、矢板運動公園野球場復旧工事で、こちらも標準工期が確保できないための繰越。

(詳細について「令和元年度予算に関する説明書」4頁から18頁までにより説明。)

## 歳入

1 款 1 項 1 目 個人市民税 現年課税分は、実績による見込みでの増。

1 款 2 項 1 目 固定資産税 現年課税分は、太陽光発電施設などの地目変更などによる増や、大規模償却資産に係る知事配分による増。

9 款 2 項 1 目 子ども・子育て支援臨時交付金 子ども・子育て支援臨時交付金は、今年度限りのもので、消費税の税率引き上げに伴うもの。

1 2 款 1 項 2 目 民生費負担金 保育所保護者負担金(委託)は、幼児教育・保育無償

化に係るものでの減。

1 4 款 1 項 1 目 民生費国庫負担金 施設型等給付費負担金は、幼児教育・保育無償化によるもの。児童手当負担金については、確定によるもの。

1 4 款 2 項 2 目 民生費国庫補助金 介護保険事業費補助金は、介護保険制度改正に伴うシステム改修分で2/3の補助率。

1 4 款 2 項 4 目 土木費国庫補助金 1 節、道路改良事業費補助金は、繰越明許費の際にも触れたが、国の補正による補助事業の前倒しがあり、それにかかる補助金。

2 節、市営住宅長寿命化改修工事補助金は、確定による減。

1 4 款 2 項 6 目 教育費国庫補助金 幼稚園奨励費補助金は、認定こども園への移行により、対象者がいなくなったことによる減。

1 4 款 3 項 3 目 農林水産業費委託金 指定廃棄物保管業務委託金は、確定による減。

1 5 款 1 項 1 目 民生費県負担金 施設型等給付費負担金は、幼児教育・保育無償化による減。児童手当負担金は、確定による減。

1 5 款 2 項 2 目 民生費県補助金 乳児保育事業費補助金は、確定による減。1 歳児担当の保育士分のもの。

1 5 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金 県単土地改良事業費補助金は3/10、新規就農総合支援事業補助金は10/10、経営体育成支援事業費補助金が10/10、地籍調査費補助金が3/4、農業災害対策特別措置補助金が10/10、農村地域防災減災事業費補助金が10/10、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金が10/10という補助率のものであり、全て確定により減。

1 5 款 3 項 1 目 総務費委託金 参議院議員選挙費委託金、栃木県議会議員選挙費委託金ともに、確定による減。

1 6 款 1 項 2 目 利子及び配当金 株式会社やいた未来株主配当金は、株式会社やいた未来からの株主配当金による増。

1 7 款 1 項 2 目 ふるさと納税寄附金 ふるさと納税寄附金は、実績による見込みで

増。

17款1項3目 消防費寄附金 消防費寄附金は、いただいた寄附の実績による増。

18款1項1目 財政調整基金繰入金 財政調整基金繰入金は、財政調整基金へ1億2,420万8千円を戻すための減。

18款1項5目 ふるさと納税基金繰入金 ふるさと納税基金繰入金は、150万円の増。

20款3項2目 林業振興資金貸付金収入 林業振興資金貸付金返還金は、確定による減。

20款4項4目 雑入 コミュニティ助成事業助成金（地域づくり助成事業）は、確定による減。

21款1項1目 農林水産業債 県営土地改良事業、県単農道整備事業ともに確定による減。

21款1項2目 土木債 1節、道路橋りょう債の道路整備事業は、スマートIC関係の前倒しの分での増。

3節、住宅債の公営住宅整備事業は、乙畑市営住宅1号棟・2号棟の長寿命化事業の確定による減。

21款1項3目 消防債 消防防災施設整備事業は、移動系の無線の確定による減。

21款1項4目 教育債 学校教育施設等整備事業は、小学校債であるが、当初矢板小学校と東小学校のトイレ改修分については、通常の充当率75%で予算措置をしていたが、県からの指導もあり、10/10の充当率のものが該当するというところで、切り替えをしたことによる増。

## 歳出

2款1項1目 一般管理費 一般管理費の退職手当負担金は、早期退職する職員1名分の負担金の加算分。人事給与管理事務の負担金は、県との交流職員の給与改定に伴う不足分の負担金。

- 2款1項6目 企画費 企画調整事業は、歳入のほうでふるさと納税が3,650万円程度の増を見込んでいたと説明したが、それに伴う経費。
- 1款4項3目 選挙費 参議院議員通常選挙費、栃木県議会議員選挙費、矢板市議会議員選挙費は、いずれも事業確定による減。
- 3款1項1目 社会福祉総務費 地域福祉体制強化事業の備品購入費は、入札の結果安くできたための減。
- 3款1項2目 老人福祉費 介護保険特別会計繰出金は、制度改正に伴うシステム改修に係るもの。老人保護措置事業の扶助費は、養護老人ホームの措置費の負担金であり、新規の入所措置者がいなかったことによる減。
- 3款2項1目 児童福祉総務費 児童福祉対策事業の積立金は、子ども未来基金への積立金。
- 3款2項2目 児童措置費 民間保育所運営補助事業の補助及び交付金は、確定による減。施設型等給付費の扶助費は、幼児教育・保育無償化による減。児童手当支給事業の扶助費は、確定による減。
- 6款1項2目 農業総務費 農業総務事務の補助及び交付金は、経営体育成支援事業で、ドローンやコンバインなどの機械を購入したいという方のための予算を措置していたが、採択となるハードルが高く、採択となるものがなかったことによる減。
- 6款1項3目 農業振興費 農漁業災害対策特別措置補助事業の補助及び交付金は、台風19号の災害復旧関係。自分で復旧などをすると自己負担も伴うため、やらなかった方もいらっしやったようであり、そのためによる減。
- 6款1項4目 畜産業費 畜産振興事業の委託料は、確定による減。
- 6款1項6目 農地費 県営中山間地域総合整備事業（高原地区）の負担金は確定による減。県単農道整備事業の工事請負費は、執行残。土地改良管理事業の委託料は、当初ため池ハザードマップに11カ所を予定していたが、国から内示があったのが1カ所のみであった。それに代わって、新たにため池の長寿命化関係で4カ所が割

り当てられた。結果として減となるもの。

6款1項9目 地域農政管理費 農業経営基盤強化促進対策事業の補助及び交付金は、機構集積の対象面積の減による減。

6款1項11目 地籍調査費 地籍調査事業の委託料は、県補助金の割り当てがなかったことによる減。

6款2項2目 林業振興費 林業成長産業化地域創出モデル事業の貸付金は、林業木材産業成長化推進協議会の補助内示額の減による減。

7款1項2目 商工振興費 企業誘致推進事業の補助及び交付金は、南産業団地内の三上化学製鎖が今年度操業開始予定であったが、東京オリンピックの影響で資材調達が遅れており、年度内に操業開始ができないため、年度内に用地取得奨励金を支出しなくなったことによる減。

8款2項2目 道路維持費 認定外道路整備事業の補償、補填及び賠償金は、確定による減。

8款2項3目 道路新設改良費 道路新設改良事業（交付金事業）の委託料、工事請負費とも確定による減。道路新設改良事業（市内全域）の工事請負費、補償、補填及び賠償金についても確定による減。スマートIC整備事業の委託料は、確定による減。工事請負費については、国の補正の前倒し分で2億2,000万円の増。負担金は、確定による減。

8款2項4目 橋りょう維持費 橋りょう維持事業の委託料、工事請負費ともに確定による減。

8款5項1目 住宅管理費 市営住宅管理事業の委託料は、確定による減。市営住宅整備事業の委託料、工事請負費は、乙畑市営住宅の1号棟・2号棟の長寿命化に係るものであり、確定による減。

9款1項4目 防災費 防災活動推進事業の工事請負費は、確定による減。

10款1項3目 幼稚園振興費 幼稚園振興事業の補助及び交付金は、確定による減。

## 給与費明細書

(1)総括表の比較の欄、職員手当がマイナス656万円とあるが、(2)職員手当の増減額の明細の説明欄に記載のある、選挙に係る時間外手当の減によるもの。

○委員長 これより議案第9号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 老人保護措置事業で400万円の減額があった。説明では入所者がなかったという説明であったかと思う。私が聞いている範囲では、受入側の施設の介護職員の人手不足が原因と聞いているがいかがか。

また、ふるさと納税の返礼品3,650万円の歳入で、報償費として1,650万円程度の支出となっているが、返礼率はどのようになっているか。

○高齢対策課長（沼野晋一） 老人保護措置費については、市が措置する方の経費である。減額については、新規の措置者がいなかったことによる減。現在5名の方を市で措置しているが、新規の方がいなかったということである。

○総合政策課長（室井隆朗） ふるさと納税の返礼品は総務省の通知を受け、今年度は3割以内に定めている。

○和田委員 歳入17款1項3目 消防費寄附金の詳細な説明を求める。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫） 寄附金は4件あり、世界食糧デー那須野ヶ原大会、株式会社栃木県民球団、東日本建設業保証株式会社、栃木県市長会からいただいたものである。

○和田委員 それぞれに消防費指定の寄附か。

○くらし安全環境課長 お見込みのとおり。

○和田委員 ふるさと納税寄附金。歳入で補正した3,650万円を、歳出企画費の積立金に同額を回している。令和元年度については、ふるさと納税寄附金が累計で6,650万円になっているという解釈でよいか。

○総合政策課長 見込も含んでそのような数字である。

○和田委員 ふるさと納税繰入金を見ると、ふるさと納税基金の残高は3億3,600

万円ということか。

○総合政策課長 今回は150万円の繰入の補正をしている。これに関しては災害関係でふるさと納税の募集をおこなった。見込も含めて一度繰入金として基金に入れるもの。災害関係であるので速やかに充当するというので、繰入金に計上している。

○和田委員 補正額の150万円の説明をいただいたが、いただく寄附金が総額で6,650万円。ふるさと納税基金繰入金の補正後の額としての計が3億3,650万1千円。この解釈の確認をしたい。

○委員長 暫時休憩する。 (11:11)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (11:12)

○総合政策課長 ふるさと納税基金繰入金に計上しているのは、前年度分の繰入金となっている。150万円は災害関連で入ってきたということで繰り入れている。

○和田委員 現時点でのふるさと納税基金積立金の残額は。

○委員長 暫時休憩する。 (11:12)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (11:13)

○総合政策課長 概算になるが、昨年度分と今年度分を合わせて、1億800万円くらいである。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第9号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決された。

【議案第10号】 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）

---

○委員長 「議案第10号 令和元年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

（「補正予算書」9頁を朗読、10頁及び11頁により説明。）

（詳細について「令和元年度予算に関する説明書」22頁及び23頁までにより説明。）

歳入

1款1項1目 第1号被保険者保険料 現年度分特別徴収保険料は、台風19号に係る被災者の介護保険料の減免措置により減免するもの。

3款2項5目 介護保険災害臨時特例補助金 現年度分は、介護保険料の減額措置における減額分についての国庫補助金。

8款1項2目 その他一般会計繰入金 事務費繰入金は、システム改修に係る一般会計からの繰入金。

歳出

1款1項1目 一般管理費 事務費の委託料は、システム改修に係る委託料である。

○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決された。

【議案第15号】 矢板市印鑑条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第15号 矢板市印鑑条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○市民課長 (柳田恭子)

(「提出議案説明書」10頁、議案第15号部分、「議案書」19頁を朗読)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整理に関する法律の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことを踏まえ、成年被後見人であっても意思能力を有する者は、印鑑登録を行うことができるよう印鑑の登録資格に係る規定を整備するため、本条例の一部改正を行うもの。

○委員長 これより議案第15号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第15号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決された。

【議案第16号】 矢板市監査委員に関する条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第16号 矢板市監査委員に関する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○監査委員事務局長（森田昭一）

（「議案書」21頁を朗読。）

矢板市監査委員に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するもの。

改正条例の本文中、第2条に関する改正がある。第2条では監査請求等があった際の監査の対応について規定しているが、地方自治法から引用している条項が地方自治法改正により条ずれが生じた。そのため条例の一部を改正するもの。

内容についての変更はない。施行日は令和2年4月1日である。

○委員長 これより議案第16号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第16号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決された。

【議案第17号】 矢板市職員定数条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第17号 矢板市職員定数条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」23頁を朗読。)

この条例改正については、令和2年度から公共下水道事業などが公営企業会計に移行することにより、所要の整備を行うものである。

第1条の改正関係については、第1条で職員を定義しており、市長部局、議会、その他行政委員会及び地方公営企業法に基づく水道事業に常時勤務する者を地方公務員とすると規定している。今回、公共下水道事業などが公営企業会計に移行することに伴い、水道事業の次に「及び下水道事業」と加えるものである。

第2条の改正関係は、職員の定数を規定しており、市長部局の職員であった下水道事業の職員8名を公営企業会計移行に伴い、水道事業の18名と下水道事業の8名を合わせて26名とするものである。

施行は令和2年4月1日である。

○委員長 これより議案第17号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決された。

【議案第18号】 矢板市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

---

○委員長 「【議案第18号】 矢板市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」25頁を朗読。)

今回の改正は、会計年度任用職員制度が令和2年度から導入されることに伴う条例の整備である。会計年度任用職員についても、常勤の職員と同様に地方公務員法に基づくサービスに関する規定が適用されることから、本条例のサービスの宣誓についても適用されるため改正するもの。

第2条の改正関係は、第2条でサービスの宣誓を規定しており、新たに第2項として会計年度任用職員の分を追加するもの。

追加した部分に「任命権者は、別段の定めをすることができる。」と規定しているが、任用形態や任用手続きに応じた方法で宣誓を行うことができるようになっている。別段の定めでは、例えば、現在の非常勤特別職の職員から会計年度任用職員へ移行した者は、任命権者の面前で宣誓書に署名をすることを要さない、署名した宣誓書を提出することで足りること。同一の職員について会計年度ごとに更新となるが、同一の職員が再度任用された場合などには、任用された際のサービスの宣誓で宣誓したものとみなすことができることなどを規定する。

○委員長 これより議案第18号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第18号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決された。

【議案第19号】 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第19号 矢板市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」27頁を朗読。)

今回の改正は、職員の特別休暇のうち夏季休暇について、取得期間を延長するため条例の一部を改正するもの。

条例の第14条に職員の特別休暇を規定している。そのうち7月から9月の期間において、夏季における盆など諸行事のため、健康維持及び増進、家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認める日数を6日の範囲内と定め、夏季休暇を取得できるものとするとなっている。この7月から9月の取得期間を職場環境の充実と、ひいては職員の福利厚生の充実を図るため、矢板市のクールビズの期間である5月から10月までの期間に合わせるよう変更するもの。

施行日は、公布の日からとする。

○委員長 これより議案第19号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第19号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決された。

**【議案第20号】 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について**

---

○委員長 「議案第20号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○税務課長 (星野朝子)

(「議案書」29頁を朗読。)

今回の改正については、2月14日開催の全員協議会においても説明させていただいたが、被保険者数の減少や、所得の減少によって税収が減っていく一方、医療費水準が高くなっていることを踏まえ、持続可能な保険制度を維持するために、所得割額と均等割額を見直すもの。

第3条第1項と第5条の改正は、基礎課税額について。第3条関係では所得に応じて課税される所得割額の率を6.3%から6.8%に改め、第5条関係は、保険者の人数に応じて課税される均等割の額を24,900円から26,400円に改めるもの。

第8条と第9条の2の改正は、介護納付金の課税額の改正。第8条関係は、所得割額の率を2%から2.2%に改めるもので、第9条の2関係は、均等割額を10,300円から10,800円に改めるものである。

施行日は、令和2年4月1日となる。

○委員長 これより議案第20号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村委員 全員協議会でも話をさせていただいたが、国民健康保険税については毎年時効となるものが5,000万円くらいある。それに至らない収入未済額も毎年積算されてくる。納税者の納得度を高めるためにも、収入未済額や不納欠損の扱いに力を入れて取り組んでいただきたい。

○税務課長 不納欠損額を減らす努力はしているが、引き続きしていく。

参考までに申し上げますと、国民健康保険税に関する不納欠損額は、平成30年度が2,600万円、29年度が3,700万円程度となっている。ここ3年間は調定に対する不納欠損の割合も、4.5%から2.5%に減少している。引き続き努力をしていく。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第20号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決された。

**【議案第22号】** 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第22号 矢板市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○子ども課長（田城博子）

（「議案書」 33頁を朗読。）

基準府令となっている、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うため条例の一部を改正するもの。

内容としては、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更ということで、教育認定の子どもに係る食事の提供及びクラス年齢3歳以上の保育認定の子どもに係る主食の提供に要する費用については、特定教育・保育施設等が保護者から支払いを受けることができることとされていた。今回、幼児教育・保育の無償化に伴い、クラス年齢3歳以上の保育認定の子どもの副食提供に要する費用についても、特定教育・保育施設等が保護者から支払いを受けることができることとされたもの。

また、連携施設に関する規定の変更ということで、特定地域型保育については、比較的小規模で2歳児までの保育を提供する事業であるため、職員が病気の場合等で代替保育の提供や卒園後の受け皿の確保等、連携協力する施設（連携施設）を確保しなければならないとされていたが、連携施設の確保が困難である場合の内容が変更となった。

その他として、内閣府令における用語の変更や、条項ずれに伴う改正がある。

○委員長 これより議案第22号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第22号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決された。

【議案第23号】 矢板市介護保険条例の一部改正について

---

○委員長 「議案第23号 矢板市介護保険条例の一部改正について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「議案書」49頁を朗読。)

今回の改正は、昨年10月の消費税率引き上げに伴うもので、介護保険法施行令の一部が改正されることにより、令和2年度から低所得者の介護保険料の軽減を強化することとなることによるもの。

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて9段階に分かれているが、そのうち世帯全員が住民税非課税の第1段階から第3段階の方の保険料を軽減するもの。

第4条第2項関係の改正が、第1段階の方のもので、年額27,000円を21,600円に改めるもの。第4条第3項関係の改正が、第2段階の方のもので、年額45,000円を36,000円に改めるもの。第4条第4項関係の改正が、第3段階の方のもので、年額52,200円を50,400円に改めるもの。

なお、保険料の減額分については公費で手当てをすることになっており、負担割合については、国が1/2、県と市が各1/4となっている。

○委員長 これより議案第23号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村委員 附則の施行日が市長が定める日になっている。指定するか公布の日が一般的かと思うが、どういうことなのか。また、実際にはいつから施行されるのか。

○高齢対策課長 4月1日になる予定である。というのは、施行令の改正が確定していないので、確定次第、施行日を市長が定めるという予定である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第23号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決された。

**【議案第28号】 字の廃止及び字の区域の変更について**

---

○委員長 「議案第28号 字の廃止及び字の区域の変更について」を議題とする。

提案者の説明を求める。

○総務課長

(「議案書」58頁を朗読。)

この件については、2月の全員協議会の際にも説明をさせていただいたが、県営中山間高原地区土地改良事業の施工の結果、現況に符合しない区域が生じたことによるもの。

対象エリア13haのうち、倉掛が12ha、高塩が1haで、13ha内の全ての小字の廃止、倉掛地区と高塩地区の境において元水路敷の部分に区域の変更が生じたというものである。

変更調書の変更後の欄を御覧いただくと、「字」の欄は廃止であるので、空欄となっている。左隣の「大字」の欄では、変更前に倉掛であった一番上の「細田」の一部が変更後に高塩地区となり、逆に変更前に高塩であった一番上の「細田境」の一部が変更後に倉掛地区となっている。これらの区域が変更となるものである。

○委員長 これより議案第28号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 地番の変更により郵政などに影響はあるか。例えば手紙などを出すときに大字や字を書いて出していると思う。今度からは倉掛何番地というだけでよいということか。

○総務課長 郵送などで、現在でも市内では小字を使っているものはない。字がなくなっても影響はない。字の廃止については、地元の方々のご意見をいただいて廃止しているという経緯もある。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第28号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決された。

#### 【委員長報告】

---

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に一任願う。

【閉 会】

---

○委員長 これにて総務厚生常任委員会を閉会する。

( 1 1 時 5 5 分)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長